

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】	変更報告書No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 大橋宏一郎
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】	平成18年12月25日
【提出日】	平成18年12月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社学習研究社
会社コード	9470
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都大田区上池台四丁目40番5号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（リミテッド・パートナーシップ））
氏名又は名称	セーフ・ハーバー・マスター・ファンド・エル・ピー (Safe Harbor Master Fund L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島ケイマン諸島、グランドケイマン、ピーオーボックス31106SMB、ウェスト・ベイ・ロード、レガッタ・オフィス・パーク、ウインドワード1、Citco Fund Services (Cayman Islands) Limited (c/o Citco Fund Services (Cayman Islands) Limited, Windward 1, Regatta Office Park, West Bay Road, P.O. Box 31106 SMB, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies.)
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地

②【個人の場合】該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2005年5月25日
代表者氏名	セーフ・ハーバー・インベストメント・リミテッド
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	資産運用

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1神田橋パークビルディング ホワイト&ケース法律事務所 川内晶子
電話番号	03（3259）0200

(2)【保有目的】

投資（株主としてのリターンの享受のため。状況に応じて、経営陣への助言、株主権行使等を通じて、発行会社が株主価値を高めることを支援すること）

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）			7,648,000
新株予約権証券（株）	A	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K	L	M 7,648,000
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 7,648,000		

保有潜在株式の数
(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)

P

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成18年12月30日現在)	Q105,958,085
上記提出者の 株券等保有割合（%） (O/(P+Q) × 100)	7.22%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	6.41%

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(7)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（R）（千円）	0
借入金額計（S）（千円）	0
その他金額計（T）（千円）	2,034,368
上記（T）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（R+S+T）	2,034,368

②【借入金の内訳】 該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Safe Harbor Investment Ltd., General Partner of Safe Harbor Master Fund L.P. ("SHMF"), a limited partnership organized and existing under the laws of Delaware, U.S.A., does hereby constitute and appoint Koichiro Ohashi, Attorney-at-Law, of White & Case Law Offices with its place of business at 19-1, Kanda-Nishikicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, its true and lawful agent and attorney-in-fact, with full power and authority to perform each and all of the following acts in the name, and on behalf of SHMF:

- (a) to prepare, submit and revoke large shareholding reports, amendment reports to the large shareholding reports and amendment reports and correction reports thereto and other documents required by the Securities Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948);
- (b) to prepare, submit and revoke reports, notices, communications and other documents required by any other laws of Japan; and
- (c) to appoint one or more persons as substitute(s) attorney(s)-in-fact for any and all of the aforesaid purposes and to revoke such appointment.

IN WITNESS WHEREOF, the said Safe Harbor Investment Ltd. has caused this power of attorney to be executed by its duly authorized representative on this 27th day of April 2006.

General Partner

For and on behalf of
SAFE HARBOR MASTER FUND L.P.
By Safe Harbor Investment Ltd., its

By:
Name:
Title:


Marran H. Ogilvie
Authorized Signatory

(訳文)

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州の法律に基づき設立され存続するリミテッド・パートナーシップであるセーフ・ハーバー・マスター・ファンド・エル・ピー(Safe Harbor Master Fund L.P.)（以下当会社という。）のジェネラル・パートナーであるセーフ・ハーバー・インベストメント・リミテッドは、東京都千代田区神田錦町一丁目 19 番地 1 に事務所を置くホワイト&ケース法律事務所の弁護士大橋宏一郎氏を、その適法な代理人として指名して定め、当会社を代理して下記の権限を付与する。

- (a) 日本国の証券取引法（昭和 23 年法 25）の規定に従って、大量保有報告書及び同変更報告書並びに同訂正報告書及びそれに付随関連する一切の書類並びにその他の書類を作成、提出及び撤回すること。
- (b) その他の日本法により提出が要求される全ての報告、届出、連絡及びその他の文書を作成、提出及び撤回すること。
- (c) 上記の目的の全て又は一部のために、一人またはそれ以上の復代理人を選任し、又は、これを解任すること。

上記の証として、セーフ・ハーバー・インベストメント・リミテッドは、西暦 2006 年 4 月 27 日にここに署名した。

セーフ・ハーバー・マスター・ファンド・エル・ピー
ジェネラル・パートナー
セーフ・ハーバー・インベストメント・リミテッド

(署名)
氏名：マラン・エイチ・オギルヴィー
役職：授権署名者

上記正訳致しました。
弁護士 大橋宏一郎

